

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－1002	承認日	1975.8.23	1/1
育児時間の取り扱いについて					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

1. 労基法第69条の規定により、生後1ヶ年に達しない生児を育てる女子は一日2回各々少なくとも30分その生児を育てるための時間を請求する事ができ、使用者はその時間中はその女子を使用してはならないものである。
2. 一日分を1回にまとめて1時間として与えることは出来ないものである。
3. 土、または半日勤務の日は1回に限り承認されるものである。
4. 例えば、保育所が8時30分から17時となっていて送り迎えの為に勤務の最初と最後に請求があった時は、その女子職員が自ら送り迎えしなければならない場合は、それを認めて差し支えない。
5. 育児時間はあくまでもその生児の為の時間であり、日によって、曜日によって時間帯が変動するようなことは不自然である。
6. 各院所、各部門においてその取扱いについて差があることは好ましくないので、該当者から申請があった場合はむしろ院所管理部（事務長）において決定されるよう慎重に取扱われたい。
7. 今後、この問題について疑義や不備については、各院所で処理することなく本部に集中されたい。

1975年 8 月 23 日